麦・大豆保管施設整備事業実施要領

制定　令和３年１月 28 日付け２政統第 1957 号
改正　令和３年４月　６日付け３政統第 23 号
農林水産省政策統括官通知

第１　趣旨

麦・大豆保管施設整備事業の実施に当たっては、麦・大豆保管施設整備事業実施要綱（令和３年４月６日付け３政統第22号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第２　補助事業者

実施要綱に掲げる補助事業者は、次に定める基準を満たすこととする。

１　実施要綱第３の２の（１）に掲げる者については、以下の（１）から（６）までに定める基準を満たすこと。

（１）都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業協同組合連合会等）、農業者、実需者等の複数の関係者により構成されていること。このうち、農業関係機関及び実需者の参加を必須とする。

（２）施設・設備（以下「施設等」という。）の整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者であること。

（３）施設等の利用料金を設定する場合は、原則として、施設等の管理運営に必要な経費の範囲内で設定すること。

（４）代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法及びその責任者並びに内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

（５）コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

（６）各年度の事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

２　実施要綱第３の２の（２）に掲げる者については、以下の（１）から（４）までに定める基準を満たすこと。

（１）代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。

（２）事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

（３）受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が５名以上であること。

（４）農業協同組合、農業協同組合連合会以外の場合は、前年度に複数の実需者に国産麦または大豆を販売していること。

第３　事業対象

国産の麦（小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。）及び国産の大豆の保管施設等。

第４　事業実施計画の基準

事業実施計画には、実施要綱第２の１の必要事項に加え、実施要綱第２の２の安定供給計画を添付すること。

なお、安定供給計画の計画期間は、事業実施年度を含む５年間で設定する。

第５　事業の内容等

１　成果目標

成果目標は、採択時において、別紙１の採択基準の表の区分の欄の①及び②の採択基準で定めたとおりとする。

２　採択基準

事業実施計画に基づき、実施要綱及び本要領に照らして適正か否か並びに効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて、別紙１の採択基準により最も獲得ポイントの高いものから順に採択するものとする。

３　施設の補助対象基準

（１）本事業で整備する施設等については、別紙２に定める施設等の補助対象基準を満たすものとする。

（２）補助事業者が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本事業の補助の対象外とする。

（３）補助対象とする事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年４月19日付け55構改Ａ第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年５月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

（４）政策統括官は、第10による事業の評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効果的に運用されていないと判断される場合にあっては、当該補助事業者に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

（５）事業で整備する施設等は、新品、新築又は新設のほか、既存の施設等の改修も対象にする。ただし、既存の施設等及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成 28 年５月 24 日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

（６）施設等の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

（７）施設等の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、補助の対象外とするものとする。

（８）施設等の新設に当たっては、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

（９）政策統括官は、補助事業者がその整備する施設等を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

(10) 本事業により施設等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設等の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、補助事業者は、別記様式第３号に定める事業実施状況報告の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

(11) 成果目標の達成に必要な新用途への改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア　同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し、中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

イ　改修等を行う前の施設等の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

ウ　本事業により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」（平成20年５月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

(12) 本事業の補助対象経費や事務手続については、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（平成31年４月１日付け30食産第5395号、30生産第2220号、30政統第2193号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）を準用するものとする。

４　留意事項

（１）周辺環境への配慮

施設等の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

（２）周辺景観との調和

施設等を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設等のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

（３）ＰＦＩ法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の活用に努めるものとする。

（４）管理運営

ア　管理運営

補助事業者は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ　管理委託

施設等の管理は、原則として、補助事業者が行うものとする。

ただし、補助事業者が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、整備目的が確保される場合に限り、実施地域に係る団体であって政策統括官が適当と認める者に管理運営をさせることができるものとする。

ウ　指導監督

政策統括官は、本事業の適正な推進が図られるよう、補助事業者の代表者（補助事業者がコンソーシアムの場合は施設等を整備又は管理運営する者。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、政策統括官は、関係書類の整備、施設等の管理運営、処分等において適切な措置を講じるよう、指導監督するものとする。

エ　事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

（５）ＧＡＰへの対応

本事業において施設等を整備し、ＧＡＰ認証を取得する場合にあっては、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保する観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

第６　目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第７　実施基準

１　実施要綱第３の２の（２）に定める者が補助事業者となる場合において、受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず５名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、５名以上となるように努めるものとする。

２　補助事業者は、麦・大豆保管施設整備事業の実施後においても第５の１の成果目標の達成に向けた取組を継続することとする。

３　補助事業者は、国が麦・大豆保管施設整備事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

第８　事業実施の手続

１　補助事業者は、別記様式第１号により事業実施計画を作成し、政策統括官に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、政策統括官が別に定める公募要領により選出

された補助金候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなす。

2　補助事業者は、成果目標の達成に資する場合には、本事業の実施要綱及び本要領に定める範囲内で、事業実施計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる場合には、１に準じた手続を行うものとする。

ア　事業の中止又は廃止

イ　補助事業者の変更

ウ　成果目標の変更

3　事業の着手

（１）事業の実施については、適正化法第６条第１項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の後に着手するものとする。

ただし、実情に応じた事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する必要がある場合にあっては、補助事業者は、あらかじめ、政策統括官の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第２号により政策統括官に提出するものとする。

（２）（１）のただし書により交付決定前着手届を提出した場合であっても、補助事業者は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、補助事業者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

第９　事業実施状況の報告

1　補助事業者は、事業実施年度から成果目標（別紙１の採択基準の表の区分の欄の①及び②の採択基準で定めた目標）の目標年度の前年度までの間、毎年度の事業実施状況及び安定供給計画（安定供給計画は、事業実施年度を含む５年間の前年度までの間）の達成状況について、翌年度の６月末までに、別記様式第３号により政策統括官に報告するものとする。

なお、不作等による国内供給量の減少に対応して保管している麦及び大豆を放出した場合は、その判断理由及び放出した場合の販売先、量等を記載することとする。

2　政策統括官は、事業実施状況及び安定供給計画の達成状況について点検し、成果目標の達成や事業の適正な実施等に必要と認める場合は、補助事業者に対し適切な措置を講ずるものとする。

3　政策統括官は、補助事業者に対し、１に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

第 10　事業の評価

1　補助事業者は、目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の６月末までに、別記様式第４号により政策統括官に報告するものとする。

なお、安定供給計画については、事業実施年度を含む５年間経過後、翌年度の６月末までに自ら評価を行い、別記様式第４号により政策統括官に報告するものとする。

2　政策統括官は、補助事業者からの報告を受けた場合には、遅滞なく内容を点検評価

するとともに、関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うものとする。

3　政策統括官は、２の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、補助事業者に対して別記様式第５号に定める改善計画を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、補助事業者から成果目標の変更又は改善計画が提出され、政策統括官が妥当と判断した場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、「麦・大豆保管施設整備事業交付要綱」（令和３年１月 28 日２政統第 1956 号農林水産事務次官依命通知）第 10 に定める変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア　自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ　社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

4　政策統括官は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

5　政策統括官は、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、指導するものとする。

第 11　推進指導

政策統括官は、本事業の適正かつ効果的な推進のため、本事業の実施についての推進指導を行い、本事業の円滑な実施を図るものとする。

第 12　補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成７年 11 月 20 日付け７経第 1741 号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

第 13　不用額の返還

政策統括官は、交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第 14　補助金の返納

本事業に係る補助金の交付を受けた補助事業者が交付要綱、実施要綱及び本要領に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、政策統括官は、当該補助事業者に指示を行い、政策統括官に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

第 15　不正行為等に対する措置

政策統括官は、補助事業者が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、補助事業者に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

附則（令和３年４月６日付け３政統第 23 号）

１　この通知による改正は、令和３年４月６日から施行する。

２　この通知による改正前の水田麦・大豆保管施設整備事業実施要領に基づいて実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

別紙１

採択基準

区分①から⑤までの合計ポイントが15ポイント以上の事業実施計画を選定するものとする。また、本事業の実施要綱、実施要領に掲げる基準を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

・過去３ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第１項又は第２項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）

区　分	評価項目	採択基準	ポイント
①国産麦・大豆の需要拡大	・地区内での国産麦、大豆の出荷数量の増加	10%以上 ８％以上 ６％以上 ４％以上 ２％以上 ２％未満	10 8 6 4 2 1
②安定供給体制の確立	・当該施設等での保管数量が補助事業者の取扱数量に占める割合	10%以上 ８％以上 ５％以上 ２％以上 ２％未満	5 4 3 2 1
③保管効率	・整備施設（改修を含む。）の目標年度の保管量（施設に保管可能な量）当たりの事業費の額（事業費(円)／保管量(ｔ)）	10万円未満 10万円以上20万円未満 20万円以上30万円未満 30万円以上40万円未満 40万円以上	5 4 3 2 1
④公益性	・安定供給計画における、不作等による国内供給量減少時の受益者の数	30社以上 25社以上 20社以上 10社以上 10社未満	5 4 3 2 1
加算ポイント			
⑤保管施設に集荷する麦、大豆の産地において麦・大豆産地生産性向上計画を作成していること			5

(採択基準の算定に当たっての注意事項)

評価区分①における「地区」とは、本事業で整備した施設において保管する麦、大豆の産地を指す。

採択基準の表の評価項目①の算定に当たっては、本事業で保管する麦、大豆の産地の販売数量の現状値(基準年)から目標年度までの増加率を使用する。

基準年は、原則、事業実施年の前年としますが、天候不順等で前年値が適切でない場合は、基準年から過去３年間の平均値、基準年から過去５年間のうち最大、最小値を除いた３年平均値等でも可とする。

また、評価区分②の算定に当たっては、目標年度において、本事業で整備した施設等で保管する麦、大豆の量が、補助事業者の取扱数量に占める割合（%）を使用する。

別紙２　補助対象となる施設等の基準

	施　設　等　名	補　助　対　象　基　準
	麦・大豆保管施設等	（施設等の整備） ・地区内の国産麦、大豆の出荷数量を増加させる計画を有していること。 ・保管数量が補助事業者の取扱数量に占める割合を規定していること。 ・施設等の整備規模に対して過大な整備費用となっていないこと。 ・複数の実需者が受益者であること。 （施設等の運営） ・施設等への国産麦・大豆の受入の方針を定めていること。 ・施設等に受け入れた国産麦・大豆の保管・販売・更新の方針を定めていること。 ・不作等に備え、必要な保管数量を定め、その数量を確保する方針を定めていること。 ・不作等による国産供給量減少時、安定供給に資するための方針を定めていること。 （その他） ・国産麦・大豆の保管に不要な施設等は補助対象外とする。